

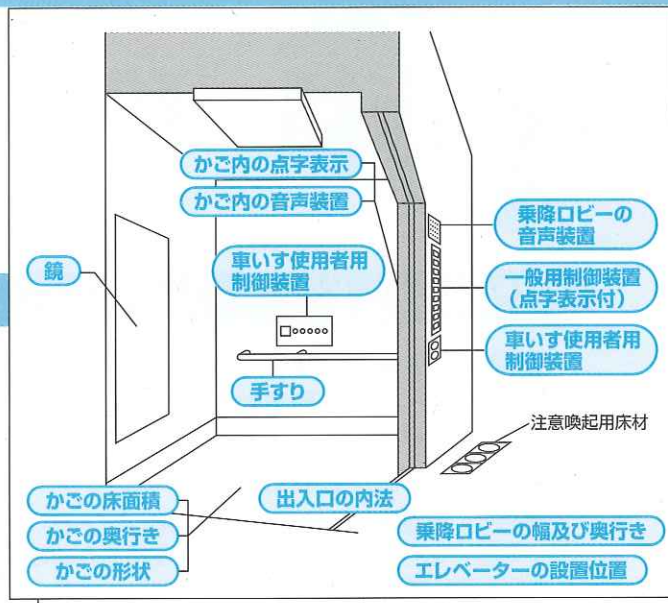
2 建築物以外の公共交通機関の施設

(5) エレベーター

設計のポイント

エレベーターは、高齢者、障害者等を含む全ての人にとって最も便利で安全な垂直移動の手段であり、高齢者、障害者等が円滑に操作できて目的の階へ移動できるよう、案内や表示操作盤などに配慮する必要があります。

- エレベーターのかごの寸法は、車いすが転回できるよう配慮する必要があります。
- エレベーターのうち1台は、視覚障害者が使用できるよう点字表示のある制御装置や音声による誘導が必要です。



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設のうち停車場】

●整備基準

道路から乗降場に至る通路に段差が生ずる部分がある場合で車いす使用者用特殊構造昇降機又は傾斜路により当該段差を解消できないものにあつては、当該部分に次に定める構造のエレベーターを設けること。

- ア かごの床面積は、**1.83㎡以上^①**とすること。
- イ かごの奥行きは、内法を**135cm以上**とすること。
- ウ かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとすること。
- エ かご内には、戸の開閉状況を確認することができる**鏡^②**を設けること。
- オ かご内には、**手すり^③**を設けること。
- カ かご内には、かごが停止する予定の階を**表示する装置^④**及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- キ かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- ク かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ**内法を80cm以上^⑤**とすること。
- ケ かご内及び乗降ロビーには、**車いす使用者が利用しやすい位置^⑥**に制御装置を設けること。
- コ かご内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように**点字による表示を併用した制御装置^⑦**(ケに掲げる制御装置を除く。)を設けること。
- サ 乗降ロビーの幅及び奥行きは、それぞれ**内法を150cm以上^⑧**とすること。
- シ 乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内に、かご及び昇降路の出入口の戸が開いた時に**かごの昇降方向を音声により知らせる装置^⑨**が設けられている場合は、この限りでない。

●基準の解説

- ① 11人乗り以上の大きさです。
- ② 転回が不可能な場合など、車いすが後ろ向きに降りる場合に利用するものです。
- ③ 車いすの回転や杖使用者等が体を支える際に使用するものです。
- ④ 聴覚障害者への配慮です。
- ⑤ 車いすが通過できる最低の寸法です。
- ⑥ 車いす使用者が容易に操作できる高さ、場所とします。
- ⑦ 点字又は浮き文字で表示します。
- ⑧ 車いすが回転できる寸法です。
- ⑨ 視覚障害者への配慮です。

●整備例

P.85 [1.建築物 (9) エレベーター] 参照

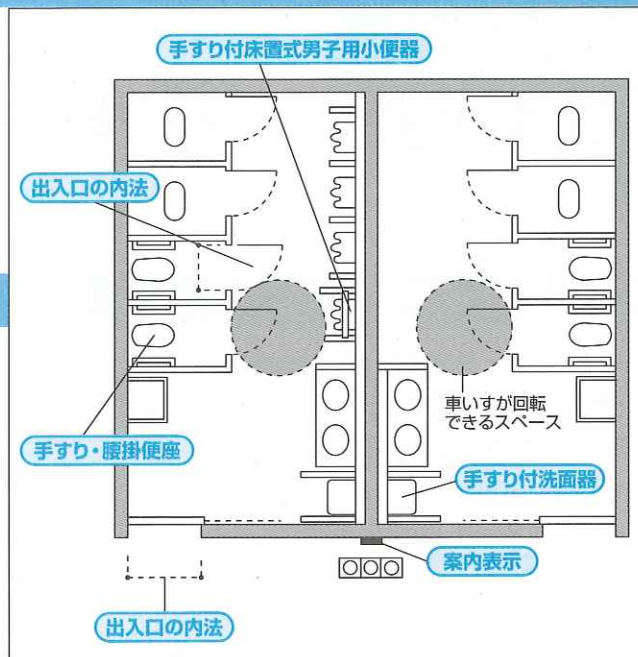
2 建築物以外の公共交通機関の施設

(6) 便 所

設計のポイント

高齢者、障害者等が外出時に特に困ることは、利用できる便所が少ないことです。公共交通機関の乗降場等に設置される便所は高齢者、障害者等への配慮が必要です。

- 便房に至る経路は、高齢者や杖使用者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げにすることなどの配慮が必要です。
- 必要に応じて、乳幼児いすを備えた便房、幼児用便器、幼児用手洗い器を備えた便所が望まれます。(男女の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 視覚障害者への配慮から、案内板等に便所の位置及び男女の別を点字表示することが望まれます。
- 車いす使用者の動線が確保されている便所には、車いす使用者用便房を設置することが望まれます。
- 便所内に洗面所がある場合、(16) 洗面所の整備基準に従って整備されることが望まれます。[P.101〔洗面所〕参照]



整備基準

【適用施設／建築物以外の公共交通機関の施設】

●整備基準

- 1 多数の者が利用する便所を設ける場合においては、**腰掛便座^①、手すり^②**等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上)設けること。
- 2 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける場合においては、**手すり^③**が配置されている**床置き式の小便器^④**がある便所を1以上設けること。

●基準の解説

- ① 腰掛便座は、和式便器に比べ無理なく着座や立ち上がりができます。
- ② 手すりは、着座時に体を支えるとともに立ち上がる時に「握る」「肘をかける」等の動作の補助として有効です。[P.167〔手すり〕参照]
- ③ 男子便器の手すりは、歩行困難者が前や横に体を預けるために利用されます。
- ④ 床置き式の小便器は、尿だれの汚れ防止や装着尿器の使用者、子供の使用等、様々な人の使い勝手を考慮したものです。

●整備例

P.63〔1.建築物(5)便所〕参照

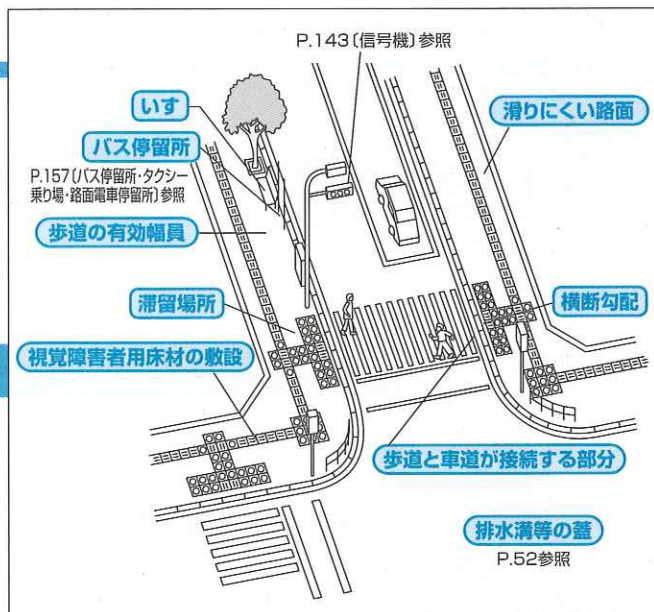
3 道 路

(1) 歩 道 ①

設計のポイント

歩道は、高齢者、障害者等を含むだれもが安全かつ円滑に利用できるよう、必要な有効幅員の確保や段差、勾配等に配慮する必要があります。

- 歩道の有効幅員は、2m以上とします。
- 歩道上の段差や勾配に配慮が必要です。
- 視覚障害者を誘導する誘導用床材や注意喚起用床材を必要に応じて敷設します。



整備基準

【適用施設／道路】

●整備基準

- 1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料^①で仕上げること。
- 2 幅員は、200cm以上^②（自転車歩行者道の場合にあっては、300cm以上）とし、かつ、100cm以上の平たん部分^③を連続して設けること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難な場合は、この限りでない。
- 3 排水溝を設ける場合においては、当該排水溝には、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まない構造の溝ふた^④を設けること。
- 4 横断勾配は、2%以下とすること。
- 5 歩道が交差点、横断歩道又は縁石の切下げ部分において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。
 - ア 車道との境界部分の段差は、視覚障害者が認識できるもの^⑤とするとともに、車いす使用者の歩行に支障のないものとすること。
 - イ すりつけ勾配は、5%以下とすること。ただし、沿道の状況等により当該構造とすることが困難である場合は、8%以下とすることができる。
 - ウ すりつけ部と段差との間におおむね150cmの水平区間^⑥を設けること。
- 6 必要に応じて^⑦誘導用床材及び注意喚起用床材を敷設すること。この場合において、誘導用床材及び注意喚起用床材の色は、できるだけ黄色^⑧とすること。
- 7 バスの停留所付近その他の場所には、必要に応じて^⑨いすを設ける場所を確保すること。
- 8 横断歩道又はバスの停留所その他これに類するものに接する歩道には、必要に応じて^⑩歩行者等の滞留の用に供する場所を確保すること。

●基準の解説

- ① P.163〔床（路面）仕上げの目安〕参照
- ② 車いす同士が円滑にすれ違える寸法です。
- ③ 車いす等の安全な通行を確保するためです。
- ④ 横断勾配2%以下です。
- ⑤ P.52参照
- ⑥ 車いすが容易に通過できるとともに、視覚障害者が車道との境界を認識できるようにするため、段差は1cmとし注意喚起用床材を併せて敷設します。
- ⑦ 車いすが安全に待機できる寸法です。
- ⑧ フラット形式以外の場合です。
- ⑨ 歩道が交差点、横断歩道等で車道と接する部分。視覚障害者の利用の多い施設周辺及びそれらの施設と駅舎やバス停留所等とを結ぶ区間。
- ⑩ P.170参照
- ⑪ バスやタクシーの待合い及び歩行者の休憩等でベンチ等の設置が有効な場合です。
- ⑫ 道路横断者やバス利用者と歩道歩行者の動線が交錯するのを避けるためです。

●整備例

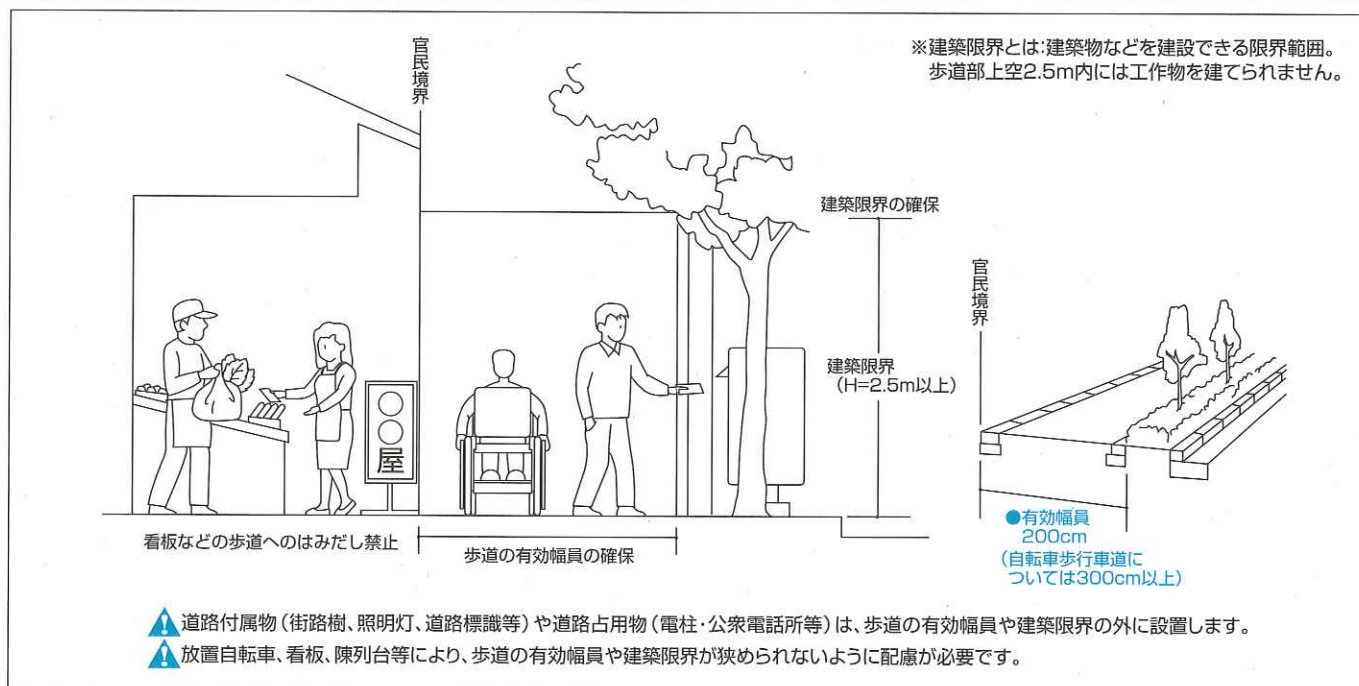
● 条例による整備基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

歩道の有効幅員

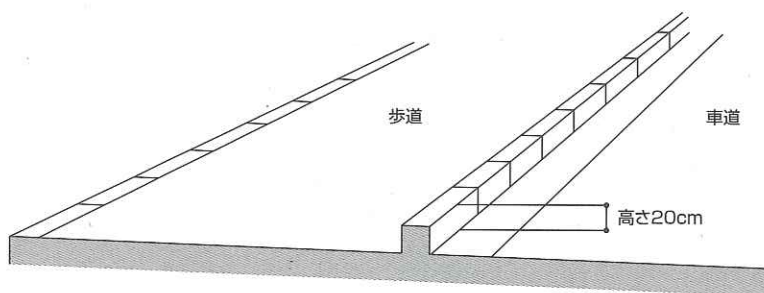


歩道の形式

- ▲ 歩道の形式は、フラット形式を原則とします。マウントアップ形式等は、幅員、沿道の状況及び地域性を考慮して採用します。
- ▲ 縁石の高さは、20cmを標準とします。

フラット形式 歩道面と車道面を同一の高さとしたものです。

- ▲ 交差点部分において、車いす等が通過しやすい。

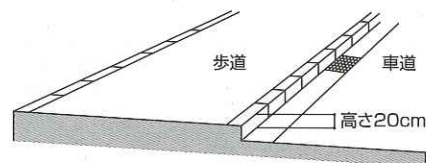


- ▲ 縁石部分に雨水が溜まる場合があるため排水に配慮が必要です。

マウントアップ形式

歩道面を車道面より高くしたものです。

- ▲ 横断歩道への接続部や駐車場等への車両乗り入れ部において、歩道面の高さを切り下げなければならず、車いす等の安全な通行に支障をきたす場合があります。



セミフラット形式

フラット形式とマウントアップ形式の中間です。

